

平成16年 (2004年) 6月10日発行

●問い合わせ

ごみの収集について	環境処理センター	☎22-2155
粗大ごみ受け付け (9時~12時、13時~16時)	環境処理センター	☎22-2166
環境衛生について	生活環境部総務課	☎38-2050
環境保全について	//	☎38-2051
ごみの焼却・処分・持込リサイクル・パイプラインについて	環境処理センター	☎32-5391

四月からごみ収集の方法が変わりました

四月一日から家庭ごみを「燃やすごみ」「紙資源等」「燃やさないごみ」に分別して収集する方法を導入いたしました。誤って出されたごみについてはその都度イエローカードを貼ってお知らせしていきます。その中で生ごみについては長期間放置できませんので、四月中の毎週日曜日には市内のごみを収集しました。市民のみなさんのご協力によりまして、四月の最終日曜日には「燃やすごみ」がほとんど出ておりませんでした。今後も分別収集にご協力をお願いいたします。

◎ごみの分別と出し方

問い合わせ 環境処理センターへ ☎22-555

市民の皆さんからのお問い合わせの中から、よくお尋ねのありました点を具体的に説明いたします。

「燃やすごみ」

出す時間については、これまで通り、午前八時三十分までに出してください。

「燃やすごみ」に該当するものを例示します。

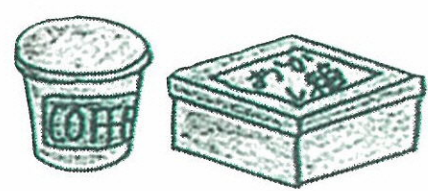
「生ごみ類」



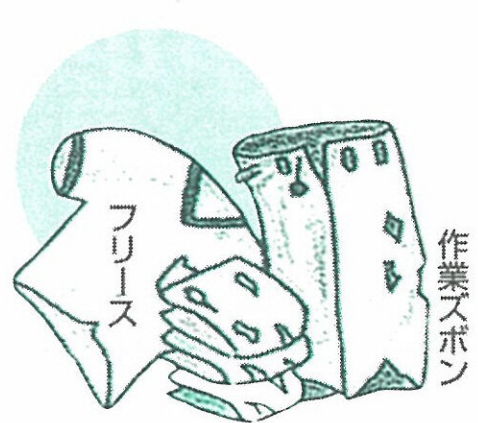
※「生ごみ類」は水を良く切って出してください。

「紙くず類」

※通常は「紙資源」の新聞紙等でも、油を染み込ませたりした再生不可能なものは、他の生ごみ等と一緒にビニール袋に入れていただければ収集いたします。



「布類」



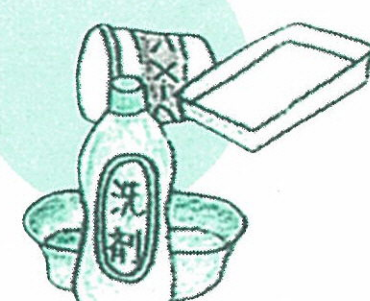
※作業服、フリース、布切れ等リサイクルできない布類、油等で汚れている布類は、「燃やすごみ」として出してください。

「革製品」



※金具等がついていても、「燃やすごみ」で収集します。

「プラスチック類」



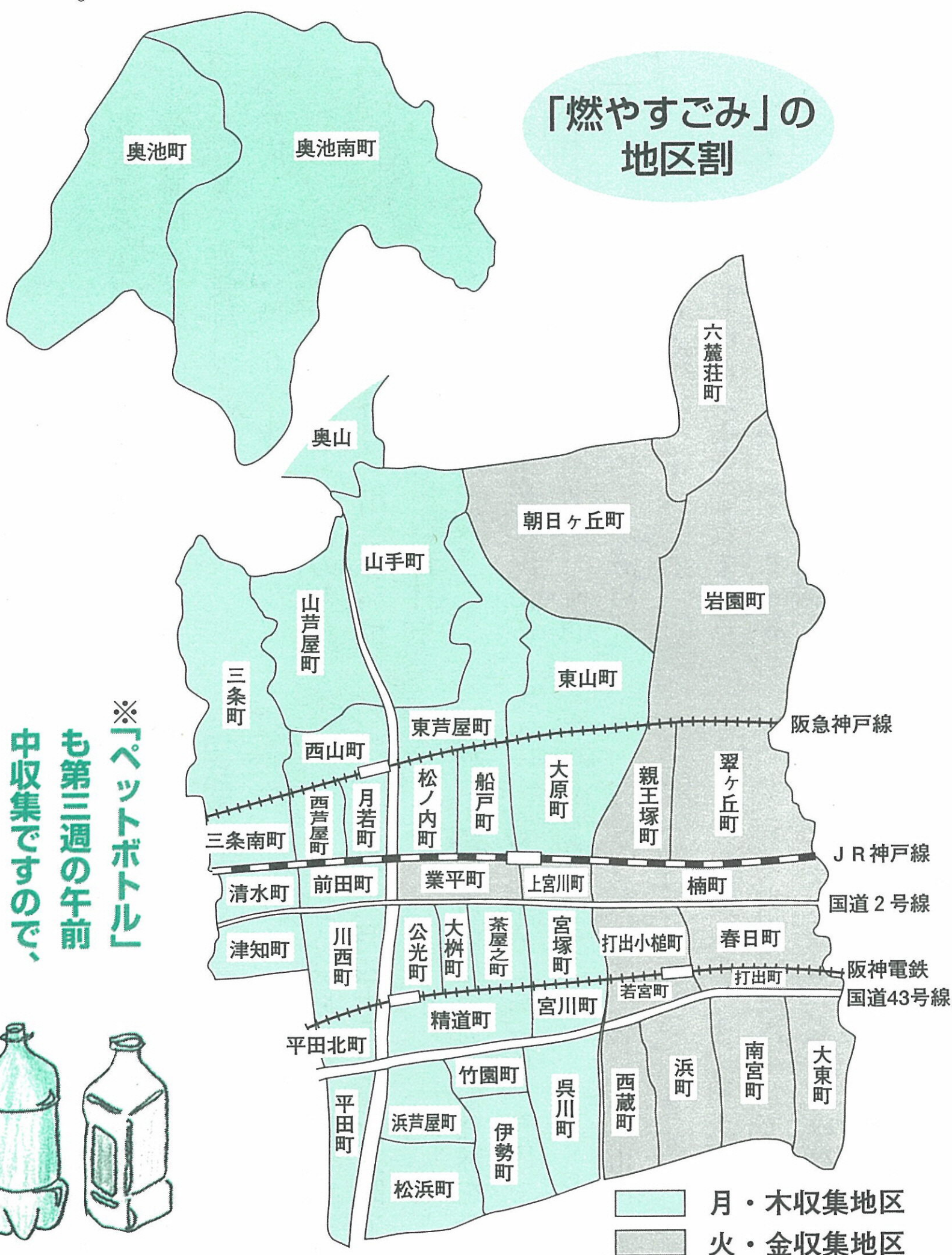
※ペットボトルを除いてすべて「燃やすごみ」で収集します。

「紙資源等」

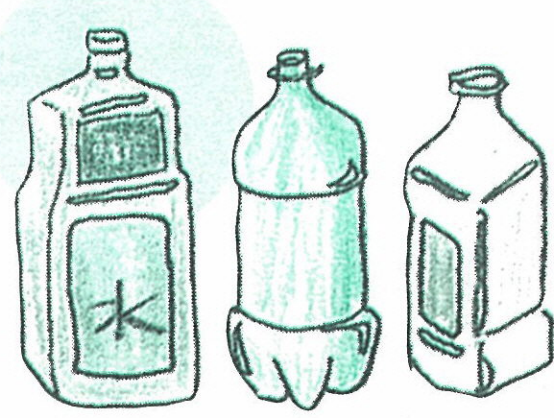
紙資源等収集指定週	第1週の水曜日	段ボール
	第2週の水曜日	雑誌・チラシ等その他紙類
	第3週の水曜日	ペットボトル
	第4週の水曜日	新聞紙・紙パック類
	第5週の水曜日	段ボール

※第6週がある場合は「段ボール」の収集です。

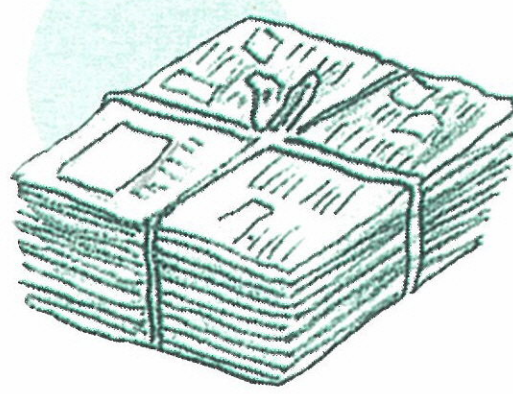
「燃やすごみ」の地区割



※「ペットボトル」も第三週の午前中収集ですので、午前八時三十分までに出してください。



※「新聞」と「紙パック」は第四週の水曜日に収集します。それぞれを別々にひもで十字にしばって出してください。



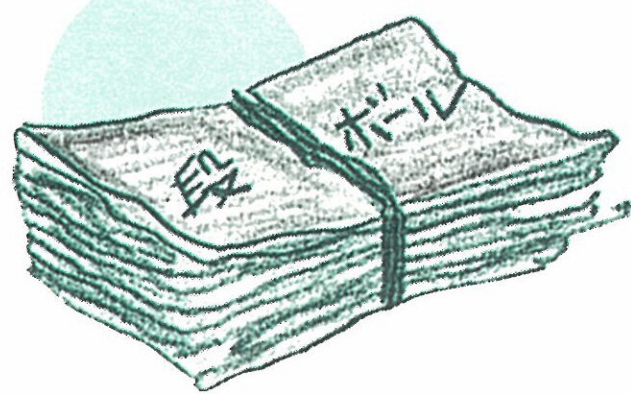
※「新聞」のチラシは、取り出して分けてください。「雑誌・チラシ等その他紙類」の日(第二週の水曜日)に出してください。

お知らせ

紙資源等の回収開始に伴い、市内学校や公共機関に設置していた牛乳パック等の回収箱を撤去します。再資源化の取り組みにご協力いただき、ありがとうございました。今後は、地域の集団回収が市の紙資源等の回収にお出してください。

※「紙資源等」は、市内全域が水曜日の午前中収集です。午前八時三十分までに出してください。雨でも収集しますが、収集当日雨がひどい時は、なるべく次回の収集日に出してください。地域の「資源ごみ集団回収」に出している人は、引き続き「資源ごみ集団回収」に出してください。

※「段ボール」は、第一週と第五週に収集します。少量でも、ひもでくくって出してください。



※「雑誌・チラシ等その他紙類」: 本・雑誌・チラシ・封筒やお菓子の箱・ティッシュペーパー

の箱等、紙類で「段ボール」「新聞」「紙パック」以外のものはここに分類し、第二週の水曜日に出してください。



燃やさないごみの指定週等が変わりました

四月一日から「燃やさないごみ」については、これまでどおり市内を五地区に分けて、週一回収集ですが、収集する曜日を一部変更しました。左図と表で確認してください。出される時間はこれまでどおり、昼の十二時三十分までに出してください。

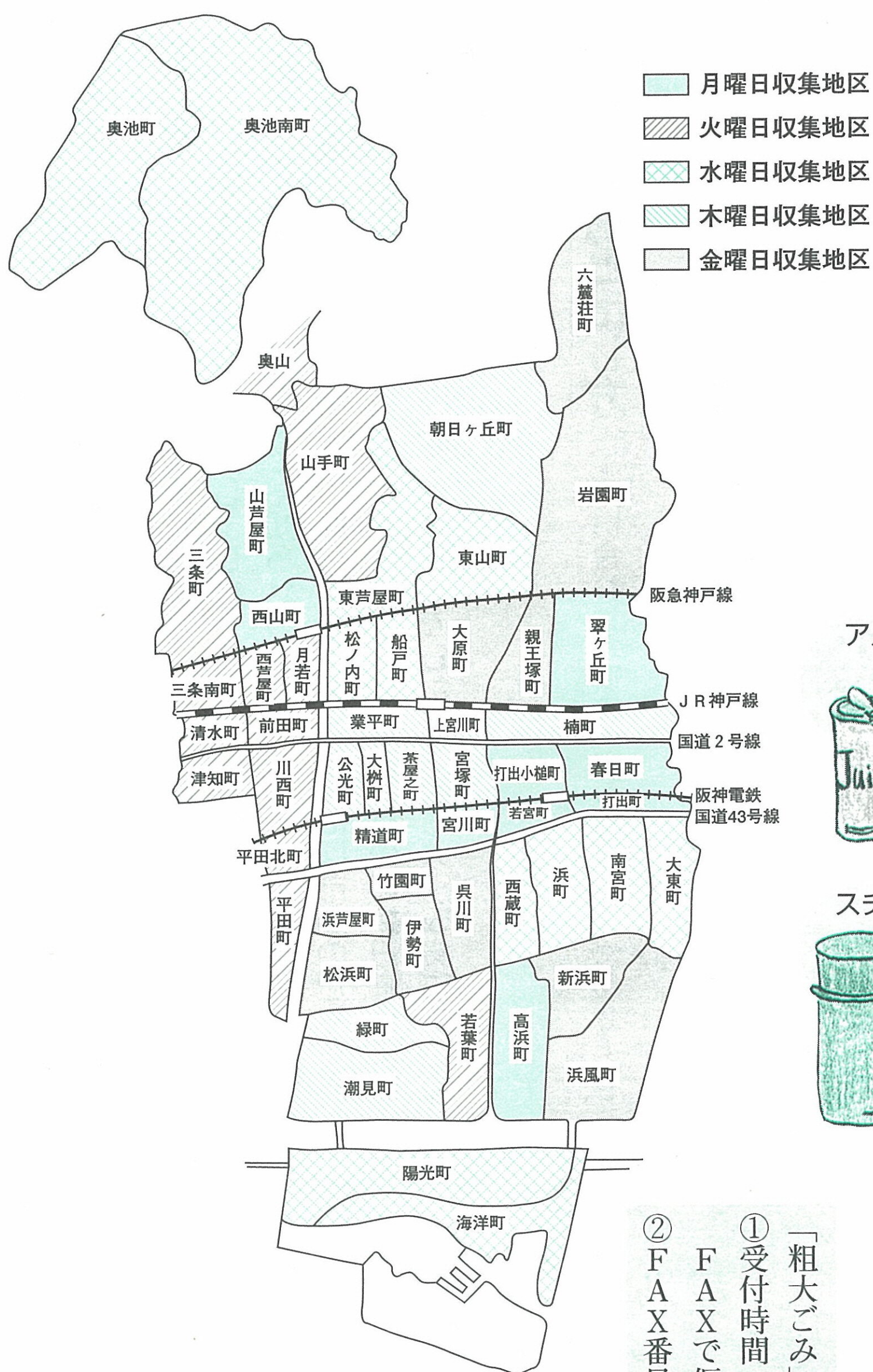
「燃やさないごみ」

問い合わせ 環境処理センターへ ☎2155

「燃やさないごみ」のうち、「その他燃やさないごみ」が増えてきましたので、収集するごみの指定週を変更し、「その他燃やさないごみ」の日を増やし、ペットボトルは第三週の水曜日(午前中)に収集することにしました。指定週について、別表でよく確認いただいております。

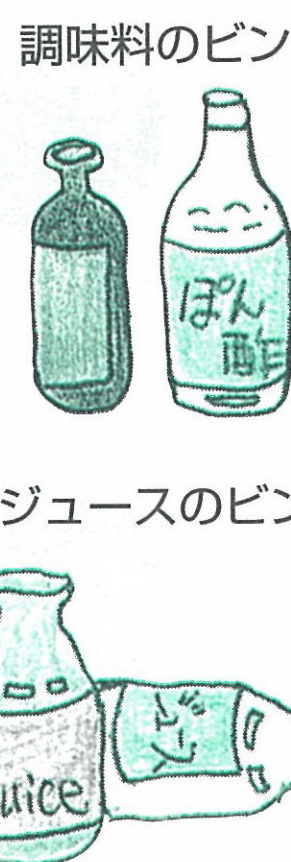
不燃ごみの収集指定日	月曜日	山芦屋町 打出町	西山町 若宮町	翠ヶ丘町 高浜町	宮川町	精道町	春日町	打出小槌町
	火曜日	三条町 清水町	奥山 川西町	山手町 津知町	月若町 平田北町	西芦屋町 平田町	三条南町 若葉町	前田町
水曜日	奥池町 大東町	奥池南町 浜町	東山町 西蔵町	東芦屋町 陽光町	船戸町 海洋町	松ノ内町	南宮町	
木曜日	朝日ヶ丘町 上宮川町	楠町 緑町	宮塚町 潮見町	茶屋之町	大榎町	公光町	業平町	
金曜日	六麓荘町 伊勢町	岩園町 松浜町	親王塚町 新浜町	大原町 浜風町	竹園町	浜芦屋町	呉川町	

「燃やさないごみ」の指定週の変更は、指定週の違いを出された場合、収集できませんので、間違いのないようお願いします。
ごみステーションへ午前中から出す場合は、午前中に収集する「燃やすごみ」や「紙資源等」から少し離して置いてください。



「缶の日」：第一週と第五週収集です。中味を出し、水洗いしてから出してください。キャップやラベルをはずし、キャップが金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」へ出してください。キャップの一部が輪状で残り取り外せない場合は、そのまま出してください。

「缶の日」：第三週収集になりました。中味を出し、水洗いしてから出してください。



収集するごみの指定週を変更

収集の指定週	収集するごみ
第1週	ビン
第2週	その他不燃ごみ
第3週	カン
第4週	その他不燃ごみ
第5週	ビン

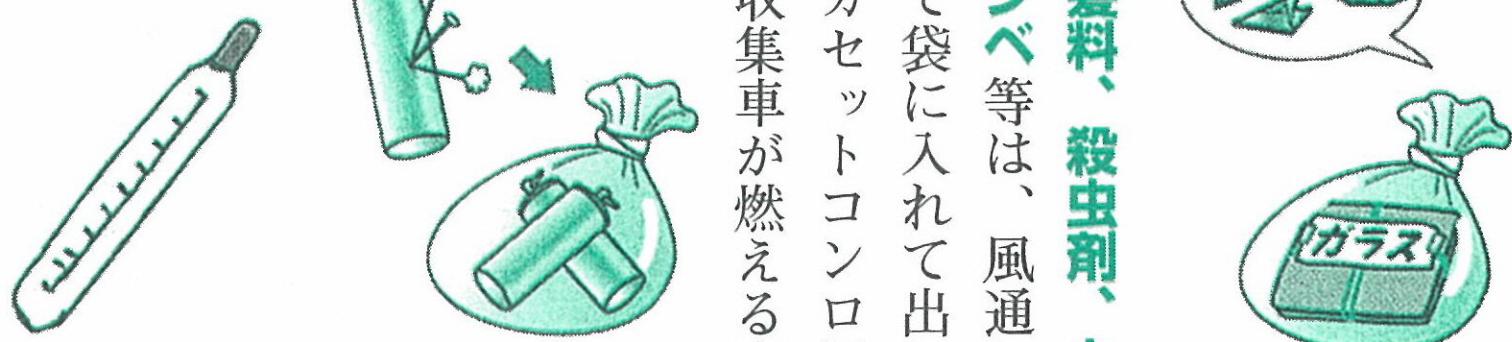
※第6週がある場合は「ビン」の収集です。

「その他燃やさないごみ」：第二週と第四週収集になりました。破碎を要するもので、縦・横・高さのいずれもが三十センチ以下であれば「その他燃やさないごみ」になります。小さな家電製品は、ほぼこれに該当します。

ガラス類・瀬戸物類：割れたものは厚紙等に包み「キケン」と書いて出してください。
包丁、はさみも同様をお願いします。

スプレー式容器：整髪料、殺虫剤、カセットコンロ用ガスボンベ等は、風通しの良い場所で穴をあけて袋に入れて出してください。昨年度はカセットコンロ用ガスから引火してごみ収集車が燃える事故が三度もありました。よろしく願いいたします。

体温計、乾電池も「その他燃やさないごみ」の日に出してください。



「粗大ごみ」
今回変更はなく、「粗大ごみ」は従来どおりの収集方法です。

◎週の数え方 (これは従来どおりで、変更ありません)

7月のカレンダーを例として説明します。1日(木)～3日(土)が第1週です。あらたに日曜日からはじまる4日(日)の週は第2週です。紙資源等回収日については、7月は、第1週の収集日がありません。(そのかわり6月の第5週として30日が収集日となります。)

7月							日	月	火	水	木	金	土	週	収集物
											1	2	3	第1週	ビン
							4	5	6	7	8	9	10	第2週	その他
							11	12	13	14	15	16	17	第3週	カン
							18	19	20	21	22	23	24	第4週	その他
							25	26	27	28	29	30	31	第5週	ビン

○**申込み制**：専用電話 ☎2166へ申し込んでください。受付は、月曜日～金曜日の九時～十二時と十二時四十五分～十六時です。

○**有料**：芦屋市の粗大ごみ処理券を必要枚数購入し(一枚三百円)です。お近くのスーパー・コンビニエンスストア・雑貨店・市役所売店等で販売しています。氏名をご記入のうえ、粗大ごみに貼り、指定場所に出してください。必要枚数は「家庭ごみハンドブック」でもわかりますが、申し込む時にも確認いただけます。

- ① 受付時間(下記参照)外については、FAXで仮受付いたします。
- ② FAX番号 ☎16247
- ③ 住所・氏名・連絡のとれる電話番号・出したい粗大ごみ・出したい月日を記入してください。
- ④ こちらから予約状況にあわせて可否の連絡と確認をします。これが済めば正式受付終了
- ⑤ 収集日が指定されているマンションについてはあらかじめ問い合わせてください。(☎2166)

収集方法が異なる家電製品の処理について

「パーソナルコンピューター」については、原則として市環境処理センターではなく、メーカーに引きとってもらう事となっています。家電五品目はリサイクルが義務づけられています。市が環境処理センターにいったん集めた後、ポトアイランド等の集積所に持ち込むか、販売店が集めて、直接集積所に持ち込むこととなります。

家電五品目を市が引き取る場合は、左表①のリサイクル料金と表②の手数料の合計額が必要です。この場合、ごみを出される方が、①②の手続きをした後市へ申し込んでください。

① 出される家電のメーカーや品番を確認の上、郵便局でリサイクル料金を支払い、メーカーごとに異なる専用用紙をもらう。

② 専用用紙に必要事項（記入誤りのないように注意してください）を書き込んで

表① リサイクル料金

リサイクルにかかる料金	
エアコン	3,500円
テレビ	2,700円
冷蔵庫・冷凍庫	4,600円
洗濯機	2,400円

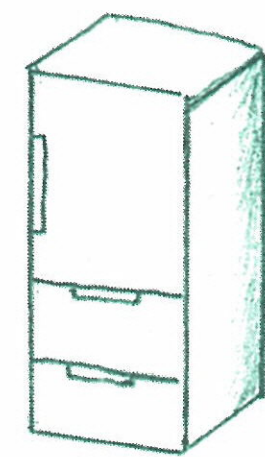
※メーカーにより料金が異なるものがあります。別途消費税、地方消費税がかかります。

表② 芦屋市が引き取る場合の手数料

取扱区分	種別	手数料
市が収集する場合	冷蔵庫、冷凍庫	6,900円
	エアコン、洗濯機	6,300円
	テレビ	4,200円
環境処理センターへ搬入する場合	冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機	5,100円
	テレビ	3,600円

電機商業組合芦屋支部

社(店)名	住所	電話
アイレックス芦屋	業平町3-6	31-1041
アイレックス芦屋浜	浜町10-8	22-5426
(株)アライ電化	船戸町3-6-101	22-9513
(有)エミヤデンキ	前田町3-10	22-4229
エミヤ商会	前田町3-9	23-4181
(有)北村電気商会	大原町4-14	34-2121
きくち電気芦屋店	大榎町1-13	31-3807
サクラヤデンキ	西山町10-2	22-2837
THANKSウチデラジオ	若宮町4-9	22-5841
(有)立花電業	東山町30-4	31-1854
東洋テレビラジオセンター	茶屋之町6-12	32-1771
(有)山村電器	浜芦屋町1-10	34-1961
MS倶楽部ヒガシ	浜町6-12	32-7588
北村電気岡本店	岡本3丁目13-12	078-431-5686
ツネヨシ電器	深江北町1丁目6-29	078-412-3450
ムトウデンキ	魚崎北町3丁目12-10	078-411-1384
ミズトリ電気	西宮市北名次町2-16	0798-71-5519



表③ 販売店の回収料金

収集・運搬にかかる料金
販売店に表示されている料金 (販売店により異なります) 3,000~5,000円

電機商業組合芦屋支部に申し込んでいただく、下取りの場合以外でも収集します。上表①のリサイクル料金と、表③の回収料金の合計額が必要で、この場合①②の手続きも同時に処理していただけます。

粗大ごみ等についての問い合わせについて

●質問 粗大ごみとその他燃やさないごみの区別がよくわからない。
○答え 目安として、粗大ごみは破砕処理を要するものは、いずれかの一辺がおおむね30cm以上のものをいいます。

●質問 ふとんはどうすればいいですか。
○答え 粗大ごみです。ふとんは三枚までが三百円です。申込んだ後、ひも等ではばって、粗大ごみ処理券(シール)を貼って出してください。

●質問 大型金庫は粗大ごみですか。
○答え 芦屋市では卓上型は粗大ごみとして収集しますが、それ以上の大きいものは収集できません。取扱店へ依頼してください。(有料)

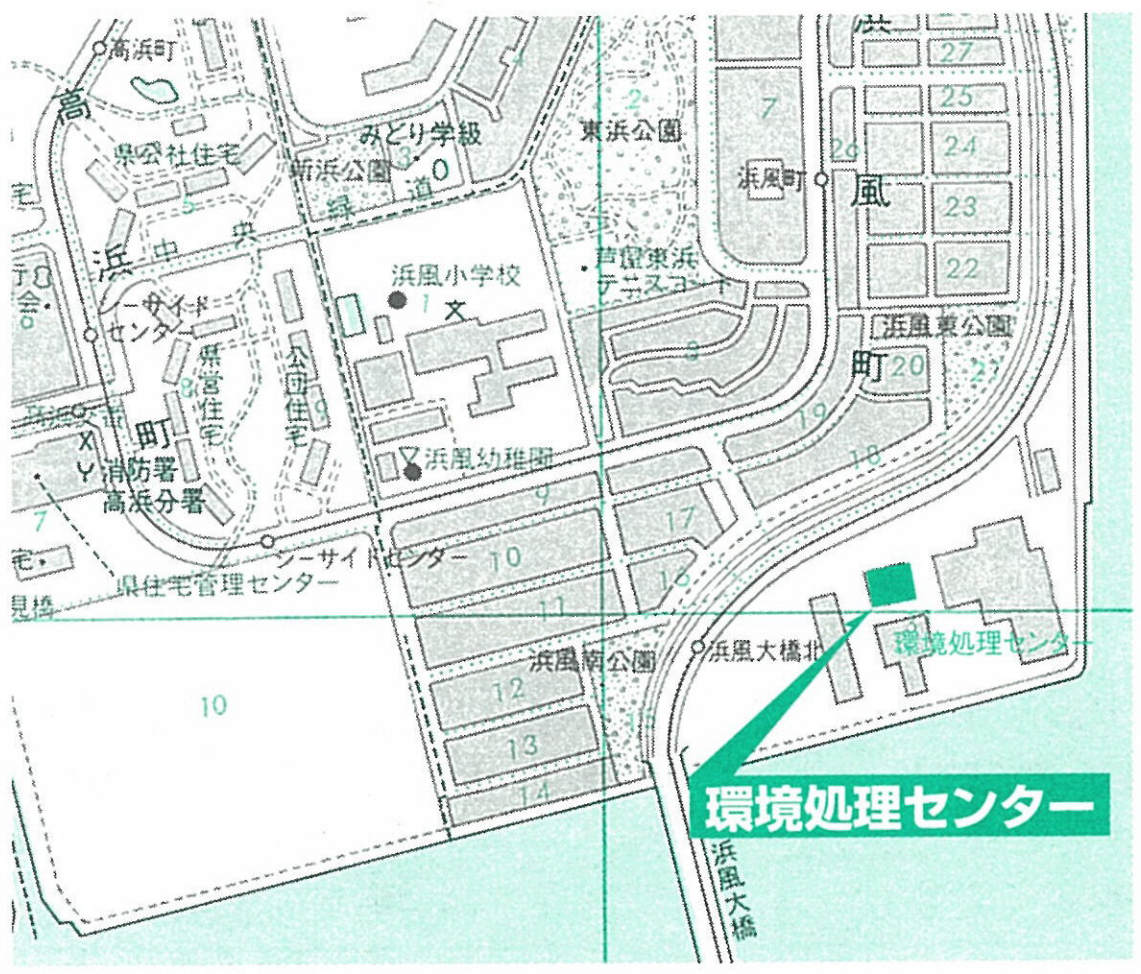
●質問 消火器はどうすればいいですか。
○答え 芦屋市では収集できません。他に収集できないものは、①土砂・瓦礫・ブロック・石・レンガ・瓦②タイヤ・バッテリー③建築廃材等④ガソリン・揮発油等です。いずれも取扱店へ依頼してください。(有料)

●質問 電気製品は、すべて収集できないのですか。
○答え 家電五品目とパソコン以外の電気製品は粗大ごみとして収集します。

集めます。

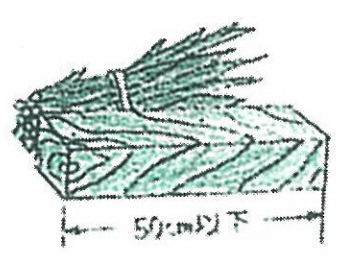
●質問 電気ポットは粗大ごみですか。
○答え 電気ポットは、高さが30cm未満の時は、「その他燃やさないごみ」に出してください。

●質問 ヘルスメーターは粗大ごみとありますが、我が家のものはとても小型なのですが...
○答え 縦・横・高さのいずれもが30cm未満であれば、「その他燃やさないごみ」で収集します。



ごみの持ちこみ

危険物、処理困難物を除き、市内で発生した一般家庭ごみと市内の事業所のごみに限り、市環境処理センターに持ち込むことができます。
枝や木切れは長さ五十cm、直径十cmに切つてから、お持ちください。



①受付時間(日曜日休み)
月曜日~金曜日: 9時~11時30分
13時~16時30分
土曜日: 9時~12時30分
②処理手数料
十kgまで無料、百kgごとに九百円
現金納付です。粗大ごみ処理券は使用できません。

芦屋浜・南芦屋浜地区のごみ収集について

「燃やすごみ」はパイプライン施設で収集します。パイプラインに投入可能なごみは、台所のごみ・草木類・プラスチック類・紙くず類・布類・その他革製品・ゴム類です。無理なく投入できる形状で、投入してください。「その他燃やすごみ」(パイプラインの投入口に入らないごみ)は、第2週の木曜日に収集します。午前8時30分までに出示してください。「燃やさないごみ」の指定週は、右記のとおりです。昼の12時30分までに出示してください。「紙資源等」についても水曜日(午前8時30分までに出示してください)に収集します。

	その他不燃ごみ	カン	ビン	ペットボトル
高浜町	第2・4週月曜日	毎週月曜日	「ビン」はコンテナへ	第1・3・4・5週木曜日(午前中)
若葉町	第2・4週火曜日	毎週火曜日	「ビン」はコンテナへ	第1・3・4・5週木曜日(午前中)
陽光町・海洋町	第2・4週水曜日	第3週水曜日	第1・5週水曜日	第3週水曜日(午前中)
塩見町・緑町	第2・4週木曜日	第3週木曜日	第1・5週木曜日	第3週水曜日(午前中)
新浜町・浜風町	第2・4週金曜日	第3週金曜日	第1・5週金曜日	第3週水曜日(午前中)

*ビンのコンテナのある場所では「ビン」はコンテナへ

環境にやさしい5R生活のすすめ

わたしたちは、毎日たくさんモノを使いながら、生活を豊かにしてきました。そして、モノを使った後は、そのままごみとして捨てています。わたしたちがごみとして捨てているモノの中には、まだ使えるモノ、資源として使えるモノがたくさんあります。ごみを減らすということは、モノの使い捨てをなくすということ、資源を大切に使うということです。

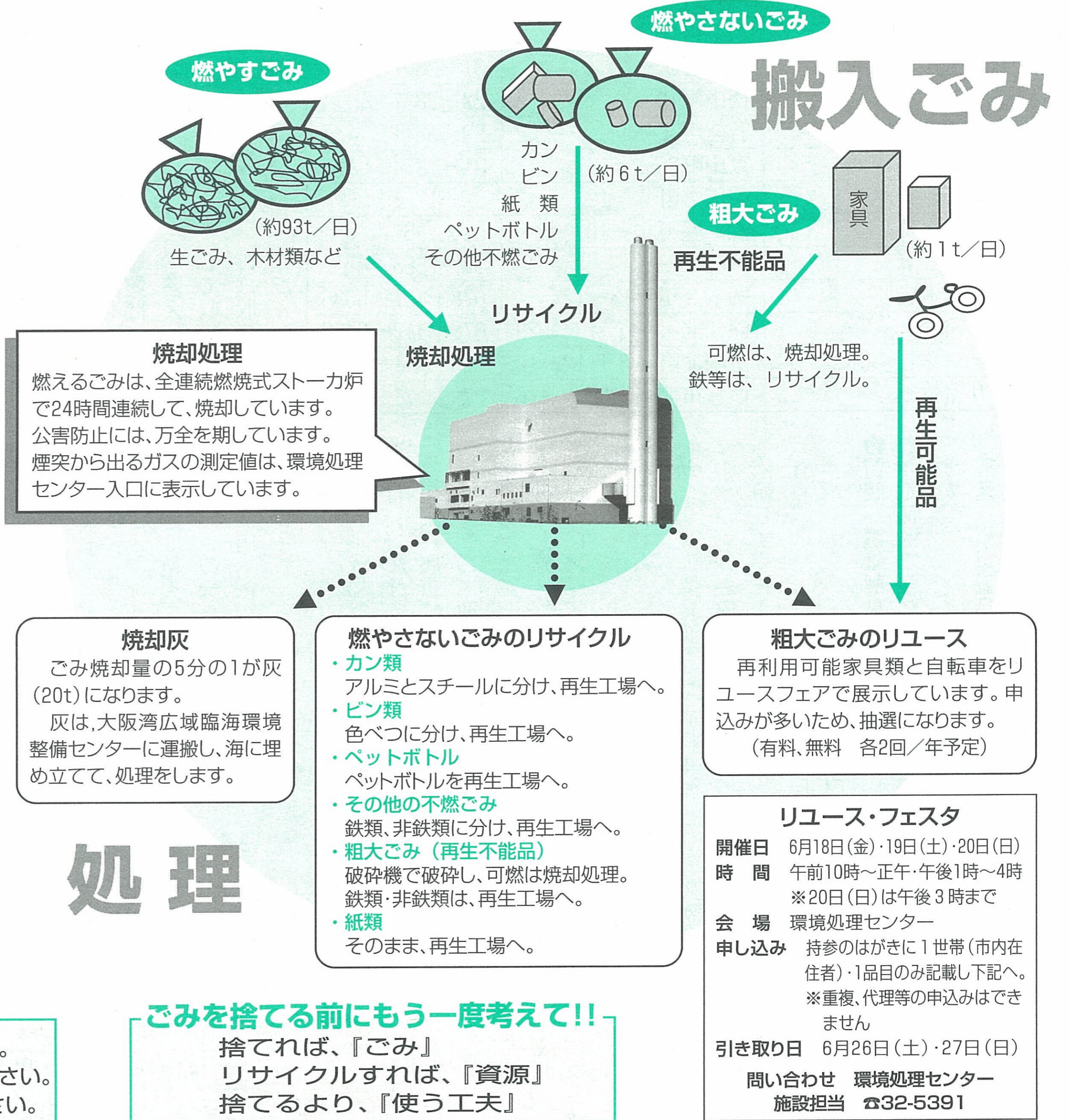
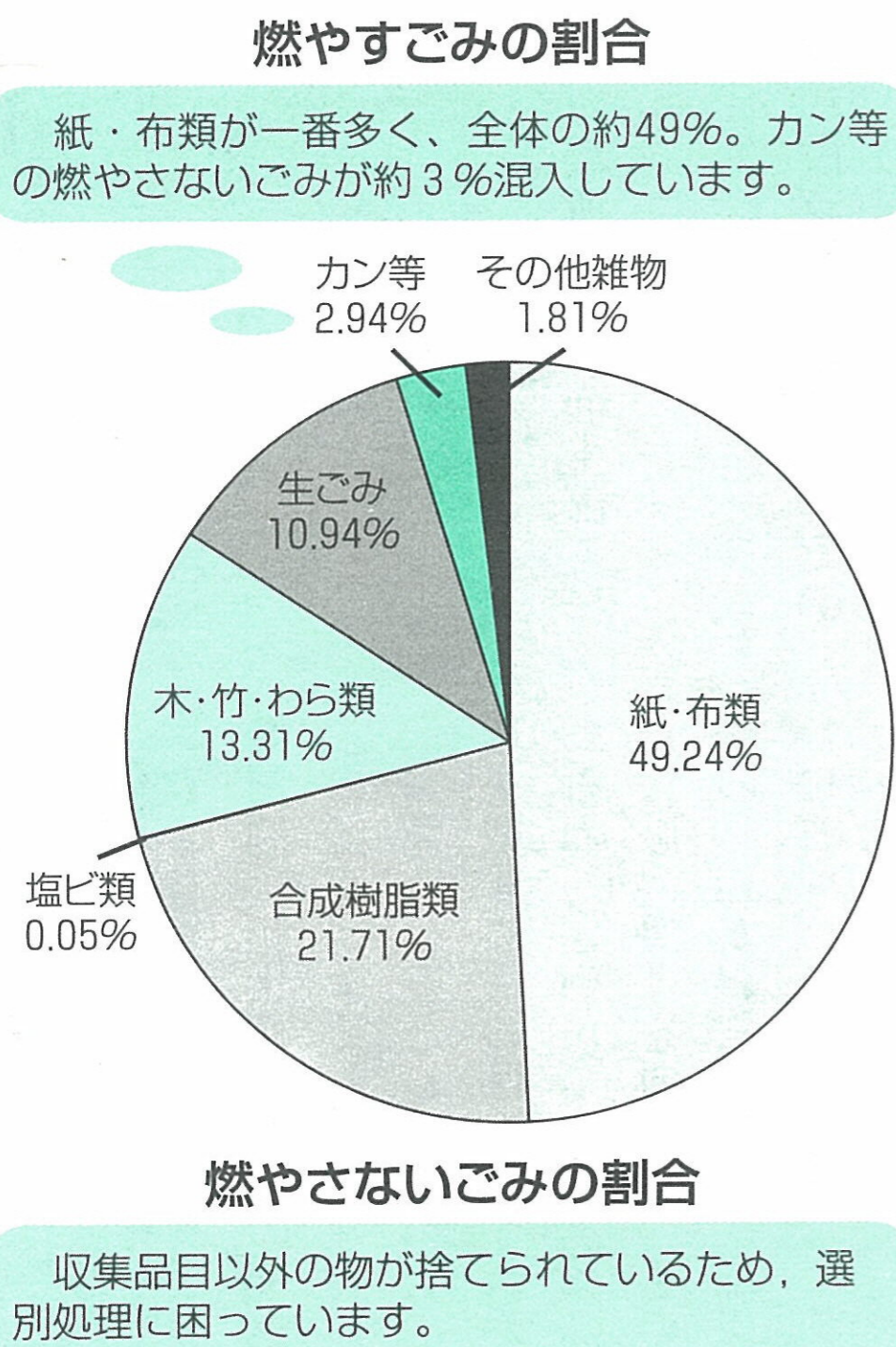
また、わたしたちが便利な生活に慣れている一方で、世界にはモノがなくて困っている人、ごみによる環境悪化で困っている人や生き物もいます。

みんなが楽しく元気に暮らすためにも、良い環境で生活していくためにも、そして美しい地球をまもるためにも、環境にやさしい生活(5R生活)をはじめませんか？

「ごみを減らす方法」

- 「5R」5つのRで始まる行動です。
- ①リデュース**(ごみになるモノを減らす) 食材や日用品などは、最後まで使い切りましょう。
 - ②リユース**(繰り返し使う) 買い物にはマイバッグ(買い物袋)を持参しましょう。自分では使わないモノは、フリーマーケット等を活用して、誰かに使ってもらいましょう。
 - ③リサイクル**(資源として使う) 新聞紙や雑誌・缶などは、資源回収に出しましょう。
 - ④リフューズ**(不要なモノは受取らない) 過剰包装ではなく、簡易包装・簡易梱包を心がけましょう。
 - ⑤リペア**(修理して長く使う) 家具や自転車は、修理をしながら長く使いましょ。
- 環境処理センターでは、下図のとおり焼却処理の他、リユースとリサイクル事業を行っています。またその他のRの啓発も積極的に行っています。美しい環境を守り育てるため、皆さんの一層のご協力をお願いします。

環境処理センターでは、搬入されたごみを次のとおり、処理しています。ごみの減量化、再資源化にご協力をお願いします。



処理

カンの日		その他の不燃ごみの日	
カン類	77%	ビン類	3%
ビン類	10%	ガラス類	11%
その他	13%	金属類	15%
ビンの日		カン類	5%
ビン類	76%	その他	66%
ガラス類	21%		
その他	3%		

ペットボトルの割合

ペットボトルの日		キャップを取る	
ペットボトル	84%	70%	
プラスチック	3%	水洗い	64%
ダンボール等	13%	つぶしている	85%

ごみを捨てる時のお願い!!

燃やすごみの日 : 燃えるごみだけを捨ててください。
燃やさないごみの日 : 決められた品目だけを捨ててください。
ペットボトルの日 : ペットボトルだけを捨ててください。

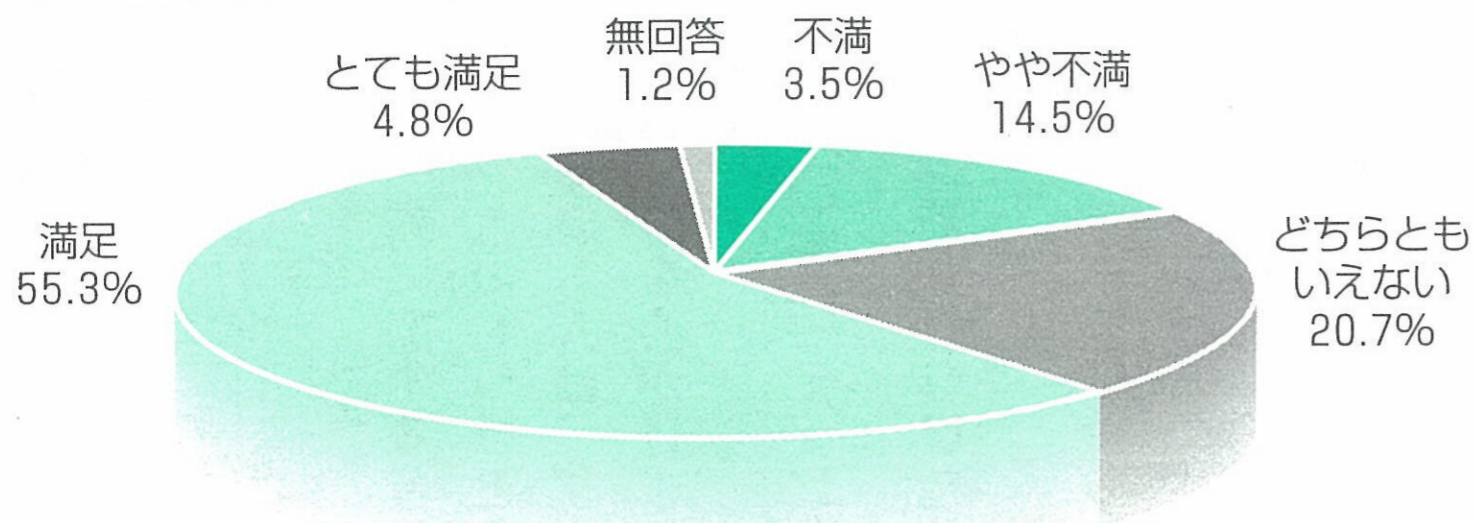
ごみを捨てる前にもう一度考えて!!

捨てれば、『ごみ』
リサイクルすれば、『資源』
捨てるより、『使う工夫』

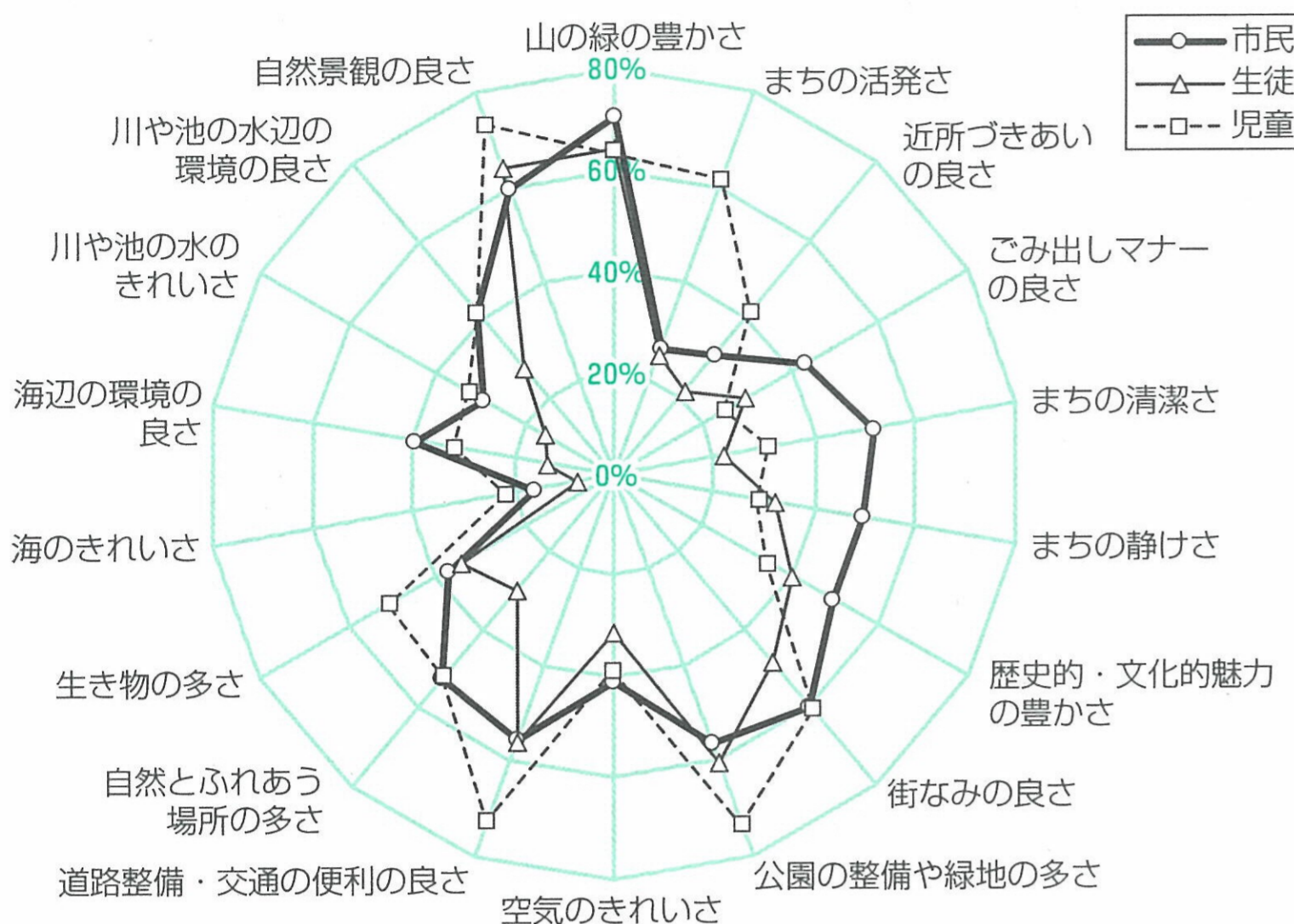
環境処理センターの運転状況結果(平成15年度) (運転状況および各種調査・測定を実施した結果をお知らせします。)

1 焼却灰熱削減 単位: % <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>年平均値</th><th>規制値</th></tr> <tr><td>熱削減</td><td>3.65</td><td>10.00</td></tr> </table>			項目	年平均値	規制値	熱削減	3.65	10.00	(2) 振動 単位: dB <table border="1"> <tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">焼却炉運転中</th><th rowspan="2">敷地境界内における基準値</th></tr> <tr><th>境界内</th><th>境界外</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>H15.11.18~19</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>昼間8時~19時</td><td>30</td><td>29</td><td>60</td></tr> <tr><td>夜間19時~翌8時</td><td>27</td><td>24</td><td>55</td></tr> </table>			区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値	境界内	境界外	測定日	H15.11.18~19	-	-	昼間8時~19時	30	29	60	夜間19時~翌8時	27	24	55	3 大気環境調査 <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>単位</th><th colspan="2">打出浜小学校</th><th colspan="2">高浜町9高層</th><th>規制値</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>-</td><td>H15.10.8~9</td><td>H16.2.18~19</td><td>H15.10.8~9</td><td>H16.2.18~19</td><td>(一日平均環境基準)</td></tr> <tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>mg/m³</td><td>0.025</td><td>0.036</td><td>0.031</td><td>0.040</td><td>0.100</td></tr> <tr><td>二氧化硫</td><td>ppm</td><td>0.008</td><td>0.009</td><td>0.005</td><td>0.008</td><td>0.040</td></tr> <tr><td>二氧化窒素</td><td>ppm</td><td>0.030</td><td>0.056</td><td>0.024</td><td>0.060</td><td>0.040~0.060</td></tr> <tr><td>一酸化窒素</td><td>ppm</td><td>0.017</td><td>0.090</td><td>0.011</td><td>0.055</td><td>-</td></tr> <tr><td>塩化水素</td><td>ppm</td><td><0.001</td><td><0.001</td><td><0.001</td><td>0.001</td><td>-</td></tr> </table>			区分	単位	打出浜小学校		高浜町9高層		規制値	測定日	-	H15.10.8~9	H16.2.18~19	H15.10.8~9	H16.2.18~19	(一日平均環境基準)	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.025	0.036	0.031	0.040	0.100	二氧化硫	ppm	0.008	0.009	0.005	0.008	0.040	二氧化窒素	ppm	0.030	0.056	0.024	0.060	0.040~0.060	一酸化窒素	ppm	0.017	0.090	0.011	0.055	-	塩化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	-	5 排ガス中のダイオキシン類 単位: 等価換算値 ng-TEQ/m ³ <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>1号炉</th><th>2号炉</th><th>規制値</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>H15.5.16</td><td>H15.9.5</td><td>-</td></tr> <tr><td>ダイオキシン類</td><td>0.022</td><td>0.057</td><td>1.00</td></tr> </table>			区分	1号炉	2号炉	規制値	測定日	H15.5.16	H15.9.5	-	ダイオキシン類	0.022	0.057	1.00
項目	年平均値	規制値																																																																																														
熱削減	3.65	10.00																																																																																														
区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値																																																																																													
	境界内	境界外																																																																																														
測定日	H15.11.18~19	-	-																																																																																													
昼間8時~19時	30	29	60																																																																																													
夜間19時~翌8時	27	24	55																																																																																													
区分	単位	打出浜小学校		高浜町9高層		規制値																																																																																										
測定日	-	H15.10.8~9	H16.2.18~19	H15.10.8~9	H16.2.18~19	(一日平均環境基準)																																																																																										
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.025	0.036	0.031	0.040	0.100																																																																																										
二氧化硫	ppm	0.008	0.009	0.005	0.008	0.040																																																																																										
二氧化窒素	ppm	0.030	0.056	0.024	0.060	0.040~0.060																																																																																										
一酸化窒素	ppm	0.017	0.090	0.011	0.055	-																																																																																										
塩化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	-																																																																																										
区分	1号炉	2号炉	規制値																																																																																													
測定日	H15.5.16	H15.9.5	-																																																																																													
ダイオキシン類	0.022	0.057	1.00																																																																																													
2 騒音・振動・臭気 (1) 騒音 単位: dB <table border="1"> <tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">焼却炉運転中</th><th rowspan="2">敷地境界内における基準値</th></tr> <tr><th>境界内</th><th>境界外</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>H15.11.18~19</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>朝6時~8時</td><td>47</td><td>49</td><td>50</td></tr> <tr><td>昼8時~18時</td><td>51</td><td>54</td><td>60</td></tr> <tr><td>夕18時~22時</td><td>46</td><td>48</td><td>50</td></tr> <tr><td>夜22時~翌6時</td><td>44</td><td>45</td><td>45</td></tr> </table>			区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値	境界内	境界外	測定日	H15.11.18~19	-	-	朝6時~8時	47	49	50	昼8時~18時	51	54	60	夕18時~22時	46	48	50	夜22時~翌6時	44	45	45	(3) 悪臭 <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>環境処理センター敷地境界</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>H15.11.19</td></tr> <tr><td>悪臭物質濃度</td><td>すべて悪臭防止法基準内</td></tr> </table>			区分	環境処理センター敷地境界	測定日	H15.11.19	悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内	6 焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類 単位: 等価換算値 ng-TEQ/g <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>焼却灰</th><th>バグ灰</th><th>規制値</th></tr> <tr><td>測定日</td><td colspan="2">H15.9.24</td><td>-</td></tr> <tr><td>ダイオキシン類</td><td>0.00099</td><td>0.10(※)</td><td>3</td></tr> </table> <p>※バグ灰は、薬剤処理をしているため、基準(規制値)を適用しない。</p>			区分	焼却灰	バグ灰	規制値	測定日	H15.9.24		-	ダイオキシン類	0.00099	0.10(※)	3																																												
区分	焼却炉運転中			敷地境界内における基準値																																																																																												
	境界内	境界外																																																																																														
測定日	H15.11.18~19	-	-																																																																																													
朝6時~8時	47	49	50																																																																																													
昼8時~18時	51	54	60																																																																																													
夕18時~22時	46	48	50																																																																																													
夜22時~翌6時	44	45	45																																																																																													
区分	環境処理センター敷地境界																																																																																															
測定日	H15.11.19																																																																																															
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内																																																																																															
区分	焼却灰	バグ灰	規制値																																																																																													
測定日	H15.9.24		-																																																																																													
ダイオキシン類	0.00099	0.10(※)	3																																																																																													
4 排出ガスの排出濃度 <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>単位</th><th colspan="2">1号炉</th><th colspan="3">2号炉</th><th>基準値</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>-</td><td>H15.5.16</td><td>H15.11.6</td><td>H15.7.9</td><td>H15.9.5</td><td>H16.1.16</td><td>H16.3.4</td><td>-</td></tr> <tr><td>ばいじん</td><td>g/m³</td><td>0.001</td><td>0.002</td><td><0.001</td><td><0.001</td><td><0.001</td><td><0.001</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>硫酸酸化物</td><td>ppm</td><td><0.8</td><td>3.0</td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>1.5</td><td>4.1</td><td>20</td></tr> <tr><td>窒素酸化物</td><td>ppm</td><td>17.3</td><td>11.1</td><td>22.0</td><td>49.0</td><td>21.7</td><td>22.6</td><td>60</td></tr> <tr><td>塩化水素</td><td>ppm</td><td>5.5</td><td>9.3</td><td>5.1</td><td>23.7</td><td>10.8</td><td>11.7</td><td>25</td></tr> </table>						区分	単位	1号炉		2号炉			基準値	測定日	-	H15.5.16	H15.11.6	H15.7.9	H15.9.5	H16.1.16	H16.3.4	-	ばいじん	g/m ³	0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	硫酸酸化物	ppm	<0.8	3.0	1.9	1.9	1.5	4.1	20	窒素酸化物	ppm	17.3	11.1	22.0	49.0	21.7	22.6	60	塩化水素	ppm	5.5	9.3	5.1	23.7	10.8	11.7	25	問い合わせ: 環境処理センター ☎32-5391																																					
区分	単位	1号炉		2号炉			基準値																																																																																									
測定日	-	H15.5.16	H15.11.6	H15.7.9	H15.9.5	H16.1.16	H16.3.4	-																																																																																								
ばいじん	g/m ³	0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02																																																																																								
硫酸酸化物	ppm	<0.8	3.0	1.9	1.9	1.5	4.1	20																																																																																								
窒素酸化物	ppm	17.3	11.1	22.0	49.0	21.7	22.6	60																																																																																								
塩化水素	ppm	5.5	9.3	5.1	23.7	10.8	11.7	25																																																																																								

お住まい近くの環境の総合的な満足度



お住まい近くの環境についての満足度



「芦屋市の環境についてのアンケート調査」の概要を報告します

問い合わせ
生活環境部総務課
☎2051

本市では、平成七年に「芦屋市環境計画」を策定し、「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや」を目指した種々の施策を進めてまいりました。しかし、地球環境に対する意識の高まりや阪神・淡路大震災の経験などを踏まえ、今後の環境づくりを考えていく必要があります。

このような状況の中で、昨年十一月、市民の皆さんにご協力いただいた「芦屋市の環境についてのアンケート調査」は、「(仮称)新芦屋市環境計画」の策定に必要な基礎資料とするために、二十歳以上の市民二千人を対象に実施させていただきました。千六十七人(回収率五三・四%)の方から回答を得ることができました。

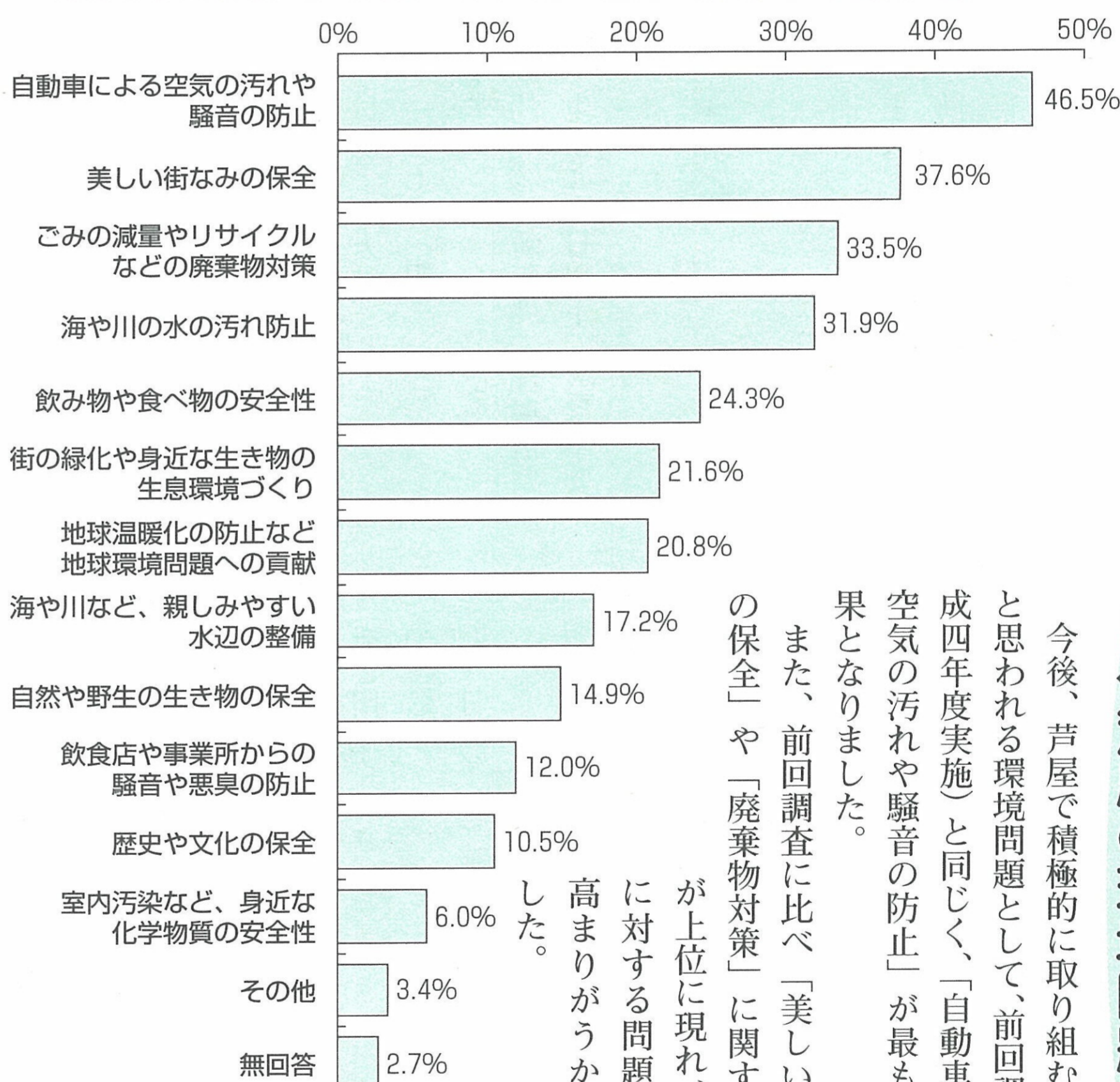
また、各小中学校からは、各二クラスを対象に、中学二年生百八十八人、小学四年生四百七十九人から協力をいただきましたので、その概要を報告します。

◆お住まい近くの環境について

芦屋に「ずっと住み続けたい」六五・一%、「当面は住み続けたい」二八・七%と、永住意向を持つ人の割合は非常に高く、お住まい近くの環境の総合的な満足度としては、「とても満足」四・八%、「満足」五五・三%と、約六割の人が満足されています。

特に、「山の緑の豊かさ」「自然景観の良さ」が最も高く、市民・児童・生徒の間で、意見に差がみられる項目もありました。

芦屋の環境問題



◆芦屋の環境問題

今後、芦屋で積極的に取り組むべきだと思われる環境問題として、前回調査(平成四年度実施)と同じく、「自動車による空気の汚れや騒音の防止」が最も多い結果となりました。また、前回調査に比べ「美しい街なみの保全」や「廃棄物対策」に関するものが上位に現れ、これらに対する問題意識の高まりがうかがえました。

◆現在の環境保全活動

普段の生活の中で実施している取り組みとして、「台所の排水口に天ぷら油などを直接流さない」や「ごみを分別し、リサイクルに協力」などが上位になっています。前回調査に比べ、このような身近な取り組みを実施している割合が大きく増え、環境保全に対する意識が定着してきたものと考えられます。

一方、「経済的な負担が伴うもの」や「グループで活動するもの」はまだ少ない状況でした。

環境保全活動に取り組めない主な理由としては、「情報が不足している」や「時間がない」、「機会や場所がない」などがあげられ、また、環境学習を進めるために有効な方法としては、「学校の授業で積極的に学ぶ」「見学・体験型の学習を多くする」などがあげられています。

◆芦屋の魅力について

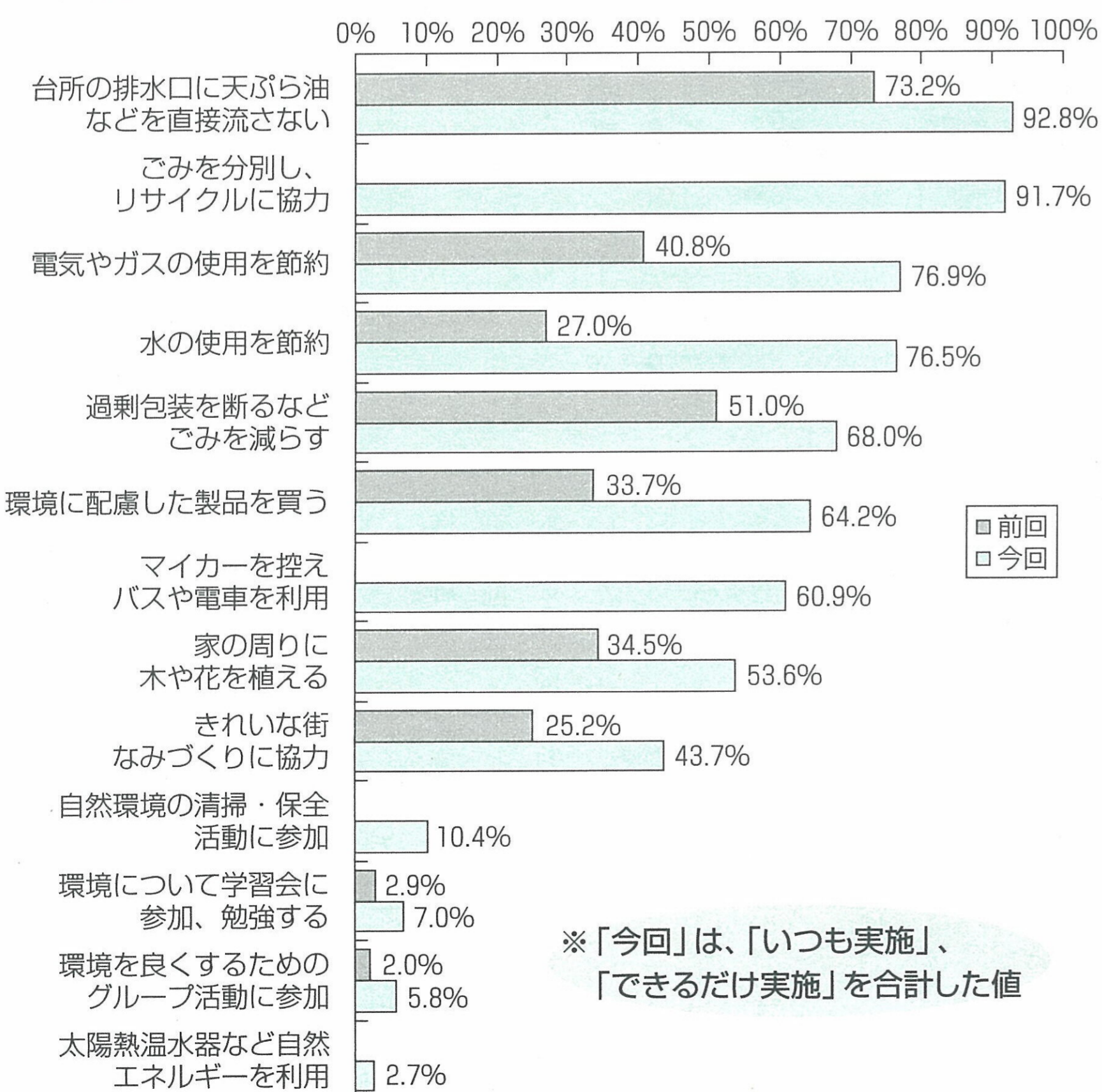
市民の皆さんが大切にしたい、残したいと思う「芦屋の魅力」は、大人から子どもまで世代を通して「芦屋川」の意見が最も多くなっていました。大人は、芦屋川に次いで「街なみのきれいさ」「緑の豊かさ」「景色の良さ」「公園の整備」「静かで落ち着いた雰囲気」などをあげている方もいました。

芦屋の魅力

順位	市民	生徒	児童
1	芦屋川	芦屋川	芦屋川
2	街なみのきれいさ	サマーカーニバル・夏祭り	山の自然
3	緑が豊かなこと	山の自然	公園
4	芦屋川の桜並木・松並木	公園	自然
5	環境・景色の良さ	自然	川

注) 上位5つまで

現在の環境保全活動



※「今回」は、「いつも実施」、「できるだけ実施」を合計した値

考えよう！ ペットの飼い方とマナー

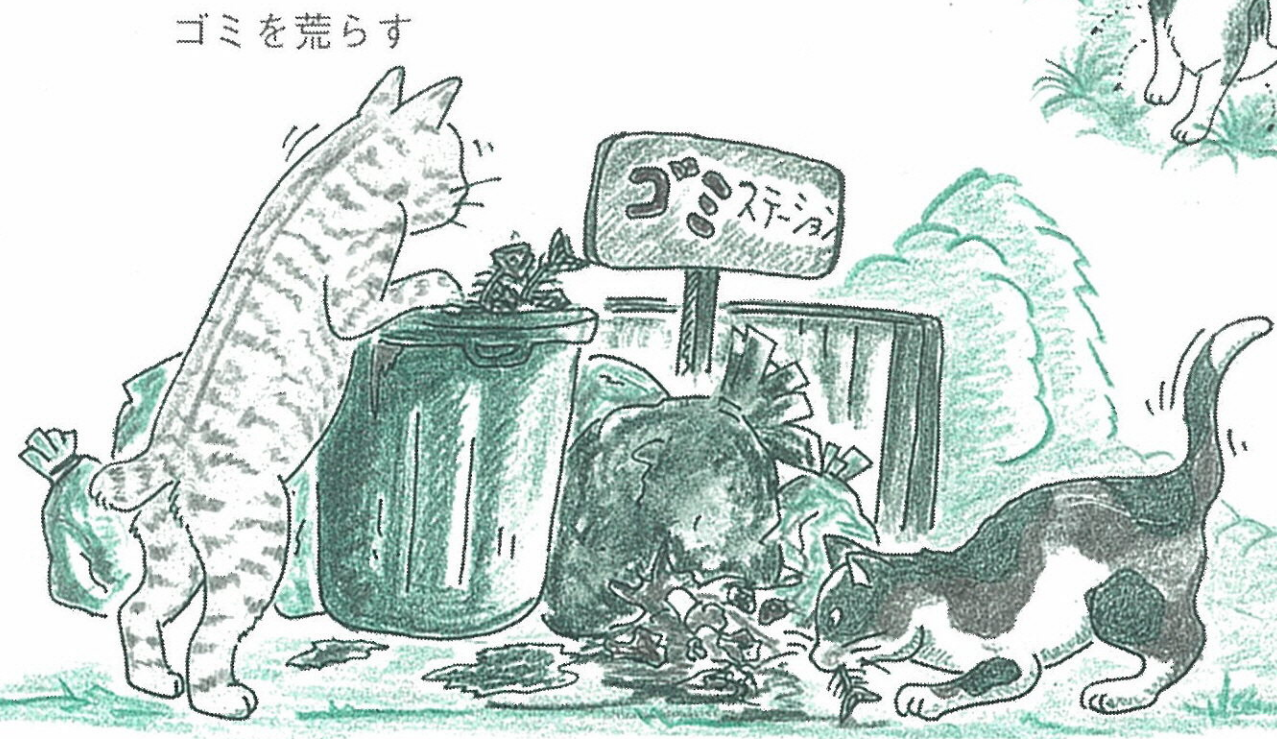
飼い主としてのマナーを学びましょう！

犬や猫に関する苦情や相談が、県や市に数多く寄せられています。ペットのしつけとふんの始末は、飼い主としての当然の義務です。ペットを飼っている人は、今一度、周囲に迷惑をかけていないか点検し、マナーを守った飼い方を心がけましょう。

猫にえさを与える前に

— 他人に迷惑をかけたために —
「おなかをすかしている野良猫にえさをあげたい」という気持ちは人として誰もが持っている気持ちですが、安易な気持ちでえさを与えた結果、不幸な猫をどんどん増やしてしまうという結果につながりかねません。また近所に迷惑をかける続けることにもなります。

えさを与えているだけで、猫を飼っていると言えるでしょうか。あなた自身が責任をもって一生世話ができるかどうか、えさを与える前に、もう一度よく考えてみてください。



犬や猫を飼ったら……

犬の鳴き声に注意を！
特に夜間や早朝の犬の鳴き声は、飼い主は気にならなくても、周囲の人には迷惑になる場合がありますので、普段から正しいしつけを心がけてください。

●犬を飼うには、登録と狂犬病予防注射が必要です。

犬を飼った場合は、必ず予防注射を受けさせ、市に登録しましょう。又、鑑札と注射済票は必ず犬につけておきましょう。鑑札がついていれば、犬が迷子になったときも、飼い主を調べることができます。

散歩の時は必ずリードを！

犬が大好きな人もたくさんいますが、犬が苦手な人もたくさんいます。散歩の時は、必ずリードをしてください。

ペットのふんは必ず持ち帰りましょう！

ペットのふんを放置することは、マナー違反だけでは済みません。ハエやうじ虫など、衛生害虫の発生源の一つにもなっています。



フンの放置は禁止です！

犬・猫の引き取り制度

兵庫県動物の保護及び管理に関する条例では、動物がみだりに繁殖して飼主としての責任が果たせない恐れがある時は、去勢・避妊などの繁殖を防止する措置を講じるよう努めることとされています。また、生まれた子犬や子猫を飼えないからといって安易に捨てることは決して許されることではありませんし、動物への虐待として罰せられることがあります。そのため、県や市では犬や猫の引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなった動物は、絶対に捨てずにこの制度を利用してください。

犬の引き取り

○日時

火曜日 午前九時～正午
木曜日 午後一時～五時
※祝日の場合は除きます。

○場所

兵庫県動物愛護センター
06-6432-4599

○費用

生後九十一日以上の犬は、一匹につき一、七〇〇円。
生後九十日以下の犬は、十匹まで一、七〇〇円。

○持参するもの

①犬の鑑札 ②最新年度の注射済票
ただし、生後九十日以下の犬は不要

猫の引き取り

○日時

偶数月(四月・六月・八月・十月・十二月・平成十七年二月)の第三水曜日の午前九時三十分～午前十時

○場所

市役所南館玄関横

○費用

生後九十一日以上の猫は、一匹につき一、七〇〇円。
生後九十日以下の猫は、十匹まで一、七〇〇円。

※飼主のいない拾得猫は無料です。

※県動物愛護センターに直接持ち込む場合は、毎週水曜日午前十時～十一時

問い合わせ

兵庫県動物愛護センター
06-6432-4599

死獣の引き取り

○手続き

開庁日 午後二時三十分までに市生活環境部総務課(06-2050)へご連絡ください。

閉庁日 市役所(06-2121)へご連絡ください。

※持ちこまれる場合は、開庁日の午前九時から午後五時(正午から午後四時四十五分を除く)に生活環境部総務課までお越しください。

○用意するもの

飼犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の注射済票(引き取り、持ち込みとも)をご用意ください。

○引き取り

開庁日 午後二時三十分から四時まで
に職員が引き取りに伺います。
閉庁日 土・日曜日の場合は、月曜日の午後二時三十分から四時までに引き取りに伺います。

○費用

飼主のいる動物
大型犬等(動物) 一匹 三、〇〇〇円
中型犬等(動物) 一匹 二、五〇〇円
小型犬等(動物) 一匹 二、〇〇〇円

「あしや温泉」のご案内

平成7年12月のオープン以来、神経痛や疲労回復等に効果があることから、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

温泉水も、1回20リットルまで無料で持ち帰ることができます。

営業時間 午後2時～午後10時まで

休業日 ・毎週火曜日及び毎月第1・3水曜日

ただし、当日が国民の祝日に当たるときは除く。

・1月1日～1月3日まで

設置場所 呉川町14番10号 ☎32-0204

温泉水の持ち帰り時間は、午前11時から午後7時まで。

清潔なまちづくりにご協力を

市では、五月七日に地域で美化に取り組んでいただくために、各自治会から御推薦いただきました七十八名の方を美化推進員さんとして委嘱させていただきました。ごみのポイ捨て防止には市民の皆様、御理解と御協力が不可欠ですので、美化推進員さんとの連携による清潔なまちづくりに御協力いただきますようお願いいたします。

●バスの停留所等公共の場所での空き缶やタバコの吸い殻のポイ捨てはやめましょう。
ごみは持ちかえりましょう。喫煙される方は携帯用の吸い殻入れをご使用下さい。
●タバコを吸われる方はマナーを守りましょう。